資料7

『モバイル市場の公正競争促進に関する検討会』

- 説明資料 -

2018年1月22日 ソフトバンク株式会社

1. 利用者料金低廉化・多様化に向けた取組み

- 料金プランの変遷について
- サブブランド等について

2. その他利用者向けの取組み

- 利用実態に応じたサービス選択について
- **2年契約について**
- SIMロック解除・中古端末流通について
- **端末購入補助について**

3. MVNO向けの取組み

- データ接続料の低廉化について
- MVNOに対する各種提供条件の改善について

1. 利用者料金低廉化・多様化に向けた取組み

利用者ニーズに沿ったプラン・割引を提供

(ワイモバイルについては合併以前より、低料金プランでスマートフォンを提供)



ソフトハ゛ンク/ワイモハ゛イル合併

(金額は税抜)

2007.1

2014.7

2015.4 2015.9

2016.9

2017.9

自網内音声定額「ホワイトプラン」 980円 音声定額 「スマ放題」 2,700円 音声準定額 「スマ放題ライト」 1,700円







Y? mobile

2014.8







自網内音声定額 「ウィルコム定額 プラン」 2,900円 音声準定額 「だれとでも 定額」 +980円

2010.12

「スマホプラン」 1GB 2,980円



驚きのプライスダウン! 第2,980 > ¥1,980 選載もキットもコミコミでこのお頃取

【総務省殿の検討の場】

携帯電話の料金その他の提供条件に関するTF

スマートフォンの端末購入補助ガイドラインの改定

2015.7

2016.3

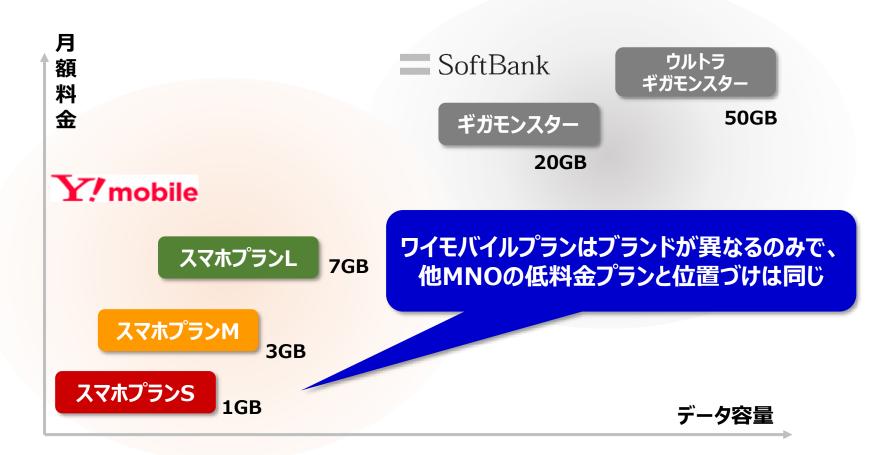
2015.12

2017.1

利用者視点からのサービス検証TF

スマートフォンの端末購入補助ガイドラインの策定

ワイモバイルは市場における料金低廉化をけん引し、 総務省殿タスクフォースでも一定の評価

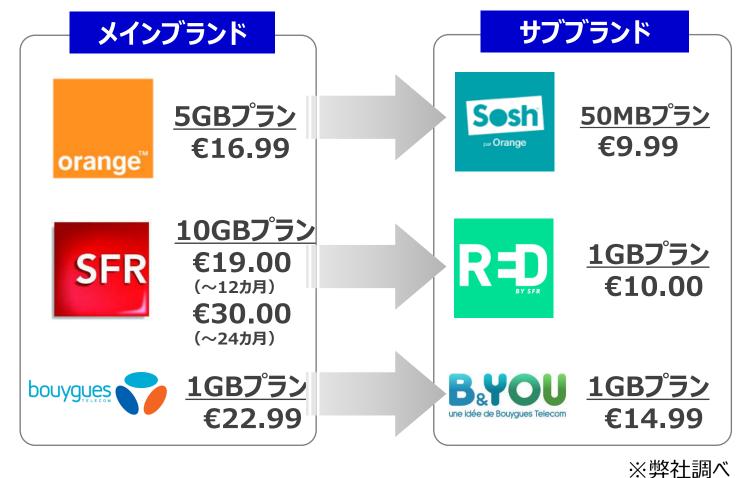


サブブランドは単に事業・ブランディング戦略の一部

(同一会社における複数サービスの提供形態の一つに過ぎない)

サブブランドは海外のMNOにおいても存在し、 他MNOやMVNOと競争を展開

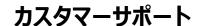
【フランスにおける事例】



ワイモバイルでは、取扱い商品やお客様対応 における工夫により低料金を実現 (ワイモバイルサービス単体としての収益性にも配慮)



※ 1 Androidはミドル~ローエンド/シンプルなUIのAndroid Oneに集中





販売チャネル

ショップ展開の最適化



※2 ソフトバンクブランドは原則無料(海外からは有料)

弊社ネットワークにおいては、「ソフトバンク」、「ワイモバイル」、 「MVNO」が同条件で利用・コスト負担

①ネットワーク利用

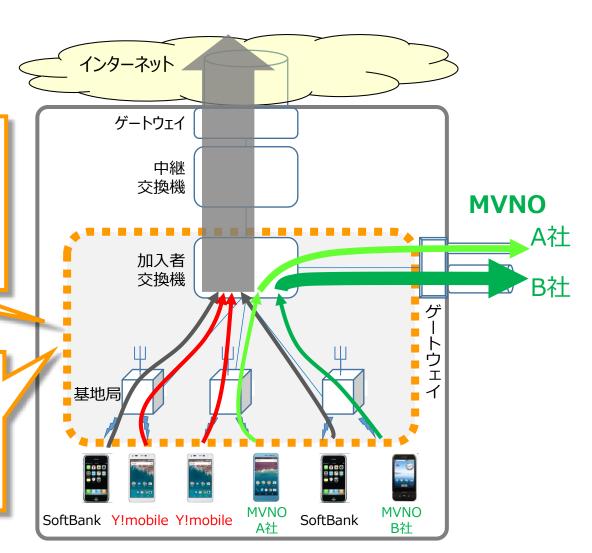
どの端末の通信かに依らず、

ベストエフォートで利用

(サブブランド含む自社とMVNO間で 差別的取扱いなし)

②ネットワークコスト

利用帯域幅に応じて自社 (サブブランド含む)並びに MVNOはコストを**応分負担**



本会合におけるご指摘と弊社考え

MVNO殿

料金と速度の関係性等から、 MNOグループのMVNOや MNO内サブブランドのサービス・速度 が適切か検証要

弊社

同一会社のブランディングのため、 個別サービス単位での検証は不要



- 検証の目的と結果に対する評価方法
- 経営形態の異なる以下の種別毎の検証方法
 - ① MNOグループのMVNO(別会社)
 - ② MNO内サブブランドを含むMNOの低料金プラン

2. その他利用者向けの取組み

店頭で各種シミュレーター等を用いて 最適な料金プランをご案内

【データ利用量シミュレーター】

利用用途(アプリ等)に応じて通信量を計算するツール



【料金シミュレーター】

支払額の見込みと月単位の推移を計算するツール



利用者はデータ利用量を オンラインで常時確認可能 (適宜オンラインでプラン変更も可能)

【データ利用量】



【プラン変更画面】



※ オンライン上で、過去半年分が閲覧可能

利用実態と選択プランのかい離は必ずしも大きくない

構成員限り

実利用に応じたプランが最適プランとは限らない

「みんな家族割」

ご家族の 人数	ウルトラギガモンスター 月額料金
50 GB	7,000円/人
50 50 GB	5,500円/人
50 50 50 GB GB GB	5,200円/人
50 50 50 50 6B	5,000円/人

	それぞれのプランを選択		を選択 みんな家族割	
	プラン	月額料金	プラン	月額料金
父	2GB	6,500	50GB	7,000
<u>□</u> □	2GB	6,500	50GB	7,000
₽子1	5GB	7,000	50GB	7,000
🖺 子2	50GB	9,000	50GB	7,000
合計		29,000		28,000i

- ※2GBプランはスマ放題(月額2,700円)
- ※5GB、50GBはスマ放題ライト(月額1,700円)

総務省殿タスクフォースにおける指摘事項に対応

指摘事項

解除料不要期間が短い

解除料不要期間がわかりにくい

自動更新契約はサービス選択の自由を奪っている側面がある

※「初回拘束期間経過後、違約金を支払うこと なく解約できるプラン」を設ける等が適当

対応

- ①更新期間を2カ月へ延長 (2016年4月より)
- ②更新期間前の告知必須化・ 告知文改善(2016年5月より)
 - ③2年契約の自動更新を 行わないプランの新設 (2016年6月より)

(例) ダイレクトメールによるお知らせ



ご契約の自動更新と契約 期間に関するお知らせ

店頭における説明も充実化 (運用の徹底を実施中)

契約期間なし・自動更新なしのプランを 説明するよう、説明導線を改善 (下記画面を表示し説明) 接客の最後に説明漏れがないか お客様確認を実施

年間契約の自動更新がないブランについて							
	2年契約がない料金プランのご用意もございます 表示価格は税抜です						
			スマ	マ放題			
	į	基本使用料(月額)	通話定額 基本料	通話定額ライト 基本料		ホワイトプラン	
		あり	2,700円	1,70	00円	980円	
ı	2年 契約	フリー プラン	3,000円	2,00	00円	-	2年目以降は 契約解除料が 発生しません
	なし		4,200円	3,20	00円	(標準プラン) 1,867円	4ヶ月目以降は 契約解除料が 発生しません
			メリット			デメリット	
	2年契約 あり 料金プランの金額が安い 更新月以外に解約した場合、 契約解除料が発生する						
	2年契約 なし 契約解除料が発生しない 学 料金プランの金額が高い						
	ご希望の方は詳細をご説明いたします						

お客様ご自身でご確認ください 不明点がある場合は <mark>▽▼</mark> を	畑レアノだ	+11
作物 ボルック を	140 C \ 12	fin
ソフトバンクと販売店の連絡先電話番号について、説明を受けましたか?		
ご契約の通信サービスの内容および注意事項の説明を受けましたか?	目詳細	
使用者の確認はありましたか?また、使用者が20歳未満の場合、フィルタリングサービスの加入 が原則必要である点、説明を受けましたか?		
ご契約プラン・ご利用サービスの内容について、ご不明な点はありませんか?		
年間契約・自動更新のない料金プランについて、説明を受けましたか?		
毎月のお支払い金額について、ご不明な点はありませんか?		
8日間キャンセルの内容と手続き方法の説明を受けましたか?		
解約時の契約解除料、解約月の日割りにならないサービスがある点、説明を受けましたか?	日詳細	
ご契約内容に関する書類がMy SoftBankに保存される点、説明を受けましたか?		
その他、ご不安な点やご不明な点はありませんか?		

- ※各プランのメリット・デメリットを説明
- ※各プランのフォントサイズを統一

更新期間の延長(1ヶ月⇒2ヶ月)を実施直後、 解除料なく、解約されるお客様の割合が増加

【全解約数に占める更新期間に解約されたお客様の割合】	構成員限り

2年契約・自動更新に関するお客様の 苦情・お問合せの割合は減少

【苦情・問合せに占める2年契約関連の経年変化】

構成員限り

昨年のガイドライン改正等に伴い以下を追加対応

(下記⑤は自主的な取り組み)

指摘事項

ロック解除の説明が不十分

ロック解除不可期間が長い

同一ネットワークにもかかわらず MVNOのサービス利用者による 利用を制限するSIMロックは不公平

端末代金の回収が出来れば ロック解除すべき

過去の解除経験者の ロック解除条件は緩和すべき

対応

①解約時の説明強化

(2017年5月より)

②解除不可期間を180日から100日へ短縮

(2017年8月より)

③自網内MVNOへのSIMロック端末開放

(2017年8月より)

④一括支払い時の支払い確認後解除

(2017年12月より)

⑤ロック解除経験者の解除条件緩和

(2017年12月より)

【解約時における説明内容】

以下の項目について必ずご確認ください。

SIMロック解除の条件を満たしている機種について、解約後の解除はソフトバンクショップのみでの受付となります。

解除受付時に事務手数料3,000円(税抜)がかかります。

解約後のロック解除条件を示し、 希望者への解約時解除を促進

SIMロック解除は増加傾向 (通信契約解約時等の解除も増加)

構成員限り

【SIMロック解除数】	【解約時・解約後の解除件数】

端末購入やMNP時の過剰な端末購入補助は ガイドライン効果により、以前より減少

ガイドラインの規制概要

- **✓ MNP時の割引サービスによる端末購入補助適正化**
- ✓ <u>通信契約奨励金の臨時増額</u> (1ヶ月未満の期間限定)による実質的端末購入補助適正化
- ✓ 端末購入者に求める合理的額の明確化 (2年前の同型機種の下取り価格以上)

•

ただし、現行ガイドラインでは下記の課題有り

ユーザ保護の障壁となる過剰規制

■事業者起因での「端末利用不可」の際、 スマートフォンの「無償提供」が不可(ユーザ視点で例外措置とすべき)

(例) 周波数停波のケース 1.7GHz帯での3G提供終了



1.7GHz 端末利用 端末利用不可救済策として、



継続利用

端末購入補助規制の抜け道

- 販売店(代理店)主導によるキャッシュバックは規制の対象外
 - = 高額なキャッシュバックが残存

詳細は次頁以降

高額なキャッシュバックが継続している構造は主に以下と想定

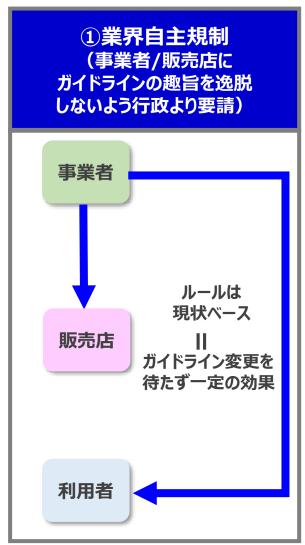




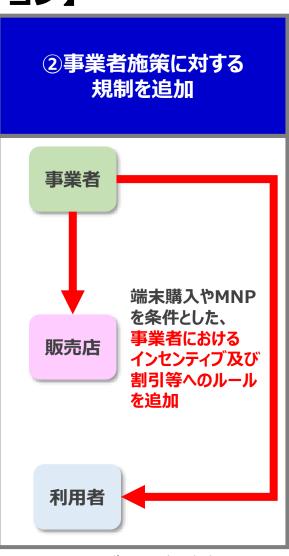
※1:BWA 事業者が MVNO として携帯電話の電気通信役務を 提供する場合等において一部還元がなされている

端末購入補助について(4)

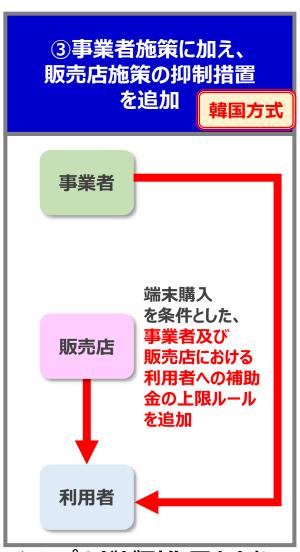
【対応策のバリエーション】



強制力に課題?



ルールがより複雑化? 十分な効果が出るか?



シンプルだが副作用もあり? (端末販売台数の減少・販売店への影響等) ルール作りに時間を要する?

ガイドライン適否の判断のみならず、本来の目的※1に立ち返り 業界関係者全体で過剰還元抑制を図るべきではないか?

※1:ユーザ間の公平性確保、中古端末の流通促進等

【例】業界におけるモニタリング体制※2構築(案)

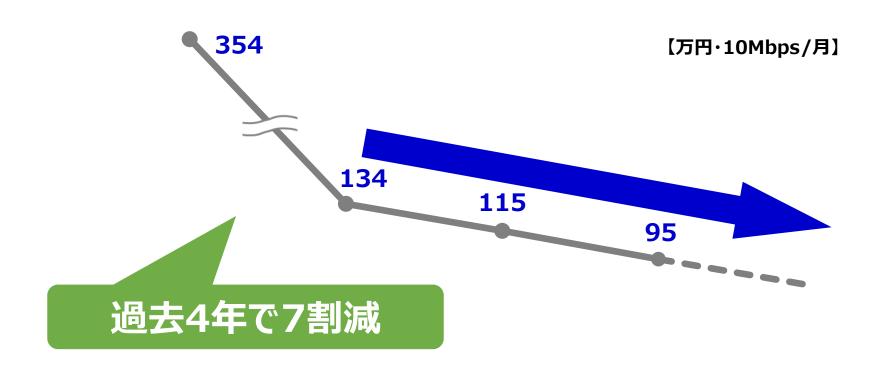


※2:通信事業者等を始めとしたモニタリング体制を構築し、 著しく過剰な還元に該当するケースが見られた場合については 販売店施策であっても業界内でけん制・抑制を図る仕組み

> 競争法に抵触しないような 立て付けが可能か検討要

3. MVNO向けの取組み

通信量の増加に伴い、データ接続料は 引き続き低廉化傾向



FY13AC (FY12実績) FY14AC (FY13実績) FY15AC (FY14実績) FY16AC (FY15実績) FY17AC (FY16実績)

MVNOの各種要望等を踏まえ、随時検討・対応中 (今後もMVNOの要望を踏まえ、順次検討)

	主な対応事項	時期	
力红四川力 件 6	①テザリング機能を開放	2018年春(予定)	
各種提供条件の 改善等	②契約帯域変更工事期間の短縮	実施済み	
WH47	③役務利用管理システム一部機能追加	(2017年)	
情報開示の 充実化等 (接続約款への 規定追加等)	④障害時のMVNOへの通知		
	⑤役務利用管理システム料金/機能規定追加		
	⑥網改造料算出/按分方法追記	実施済み	
	⑦SIM種類/機能の明確化	(2017年末)	
	⑧役務利用管理システム/SIMカードの機能追加等のMVNOへの通知		
	9L2接続に伴う網改造料の目安額公表		
	⑩省令に基づくSIM費用算定	2018年度適用分より	

- ・ 消費者保護並びに健全な競争環境に資する取組みについて、引き続き、前向きに検討・実施していく所存です
- 他方、以下の点にも配慮のうえ、慎重にご議論頂きたいと考えます
 - サービスの多様化・利用者料金の低廉化等、本来の 目的を見失わないこと
 - MNOは多額の設備投資リスクを負っていること

補足資料

その他論点について(1)

NO	項目	弊社の考え
1	中古端末のSIM ロック解除について	 昨年のルール改正等により、通信役務契約解約時にロック解除の説明を行うことが定められ、解約時以後のSIMロック解除の割合も増加傾向にあること、並びに通信役務契約締結中はオンラインにてロック解除が容易に可能であること等から、中古端末のSIMロック解除をMNOに義務化する必要はないものと考えます。 なお、端末購入者(=回線契約者)の確認ができない中古端末は、盗難品の恐れがあることから、不正な利用を防止するためにも現時点では当該端末のSIMロック解除を受け付ける予定はありません。
2	下取り端末の 海外流通について	・ 弊社では国内流通の制限は行っておりません。
3	禁止行為規制の適用事業者拡大について	 移動通信市場における禁止行為規制は、「公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律のため、公正競争や利用者利益に著しく悪影響を及ぼすことが明らかな場合に限り検討されるべきと考えます。 仮にMNO3社全てを禁止行為規制の対象とした場合、MNOとMVNOの関係性にとどまらず、市場支配力に差異のあるMNO3社間の競争を歪めることとなるため、MNOとMVNOの同等性確保やMVNO間の同等性確保を主なテーマとする本検討会の議論のみで当該規制の適用拡大が行われるのは適当ではありません。 今回、MVNOから問題提起のあったMNOのグループ会社のMVNOと他MVNO間のイコールフッティングについては、行為規制ではなく、接続料の同等性の検証等、接続規制に関する議論であると考えます。

その他論点について(2)

NO	項目	弊社の考え
4	データ接続料の 当年度精算につ いて	 データ接続料については、近年、1~2割程度の減少傾向が継続しています。 過去見られたような急激な変動とまでは言えないことから、「当年度精算」を 毎年度義務化をする必要はないものと考えます。
5	MVNOアドレス メールのフィルタ リングの提供につ いて	 迷惑メール対策の運用の緩和については、各種犯罪の抑止等の観点から慎重な検討が必要との認識です。 MVNOアドレスメールのフィルタリングに関する運用変更のご要望があった場合には、内容を確認・検討したいと考えますが、MVNOが講じている迷惑メール対策の内容・運用体制等がMNOと同等のレベルにあることは必要と考えます。
6	緊急通報時 GPS、緊急速報 (Jアラート)機能 の提供について	弊社ネットワークにおいては、MVNO向けに特段の制限はしておりません。
7	音声定額の 提供について	トラヒックに応じて他社への従量制接続料の支払いが発生するため、各 MVNOの利用形態によっては赤字となるおそれがあり、提供は難しいと考えます。